



市 章

大津市公報

平 成 28 年 3 月 31 日
号 外 (第 31 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 議 会 議 長 告 示

- 5 平成22年議会議長告示第3号（大津市議会局職員の条件付採用期間評価に関する規程）の一部
改正..... 1

議 会 議 長 告 示

大津市議会議長告示第5号

平成22年議会議長告示第3号（大津市議会局職員の条件付採用期間評価に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

大津市議会議長 津 田 新 三

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>大津市議会局職員の<u>条件付採用期間評価</u>に関する規程</p> <p>大津市議会局職員の<u>条件付採用期間評価</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する<u>条件付採用期間中</u>の職員に対して行う同法第40条第1項の規定による勤務成績の評定をいう。）の実施については、大津市職員の<u>条件付採用期間評価</u>に関する規程（平成22年訓令第5号）の例による。</p>	<p>大津市議会局職員の<u>条件付採用期間評価</u>に関する規程</p> <p>大津市議会局職員の<u>条件付採用期間評価</u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する<u>条件付採用期間中</u>の職員に対して行う同法第23条の2第1項の規定による<u>人事評価</u>をいう。）の実施については、大津市職員の<u>条件付採用期間評価</u>に関する規程（平成22年訓令第5号）の例による。</p>

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。